

平成30年度末退職予定組合員に対する年金制度等説明会のご案内

定年退職者及び定年外退職者（期限付き講師を除く。）の退職時の手続等についての説明会です。
詳細については、平成30年12月3日付け公共第454号で通知しております。

実施日	会場	時間
平成31年1月25日（金）	和歌山県情報交流センター Big・U	13:20~16:20
平成31年1月30日（水）	粉河ふるさとセンター	
平成31年1月31日（木）	ホテル アバローム紀の国	
平成31年2月4日（月）	和歌山県民文化会館	
平成31年2月6日（水）	和歌山県情報交流センター Big・U	
平成31年2月8日（金）	和歌山県自治会館	

「ねんきん」について、疑問や不安はありませんか？

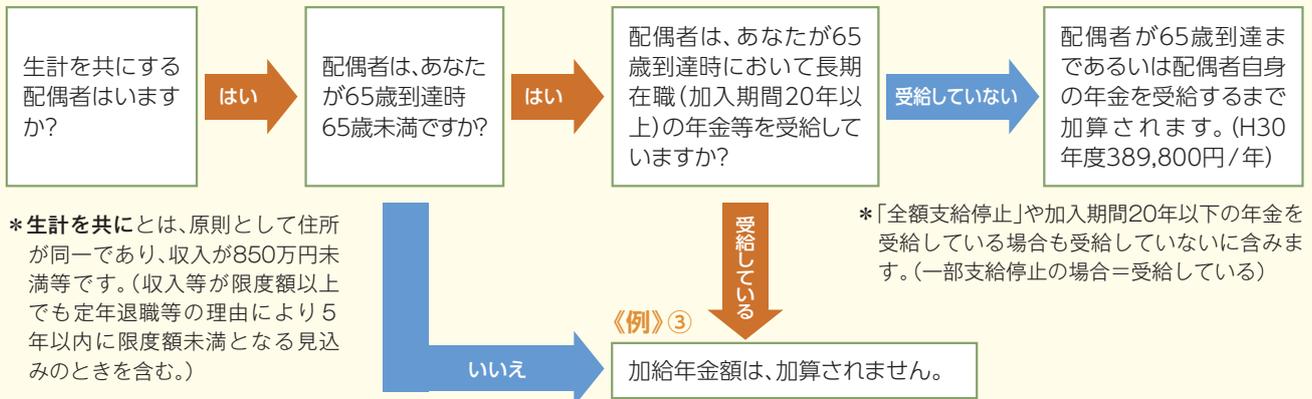
No.2



あなたが**65歳**になった時、自分の年金に「**加給年金**」が加算されるかも？
配偶者は下記のチャート、子については下図を見て確認してくださいね！

あなたが65歳到達時点でのこととして確認してください。

加給年金額対象者（配偶者）



- ※1 配偶者が障害給付または加入期間20年以上の老齢給付の受給権がある場合、加給年金の支給は停止されます。
- ※2 大正15年4月2日～昭和41年4月1日生れの配偶者が65歳で受けることとなる老齢基礎年金に、一定の要件により「振替加算」があります。（詳細は、日本年金機構・各年金事務所にお問い合わせください。）

加給年金額対象者（子）

- 18歳に達した日の属する年度末までの間にある子がありますか？
 - 20歳未満の障害状態が1～2級にある子がありますか？
- はい → 左記条件に該当する間は加算されます。
(H30年度2人目まで1人につき224,300円。
3人目から74,800円/年)

《例》※支給される年金の詳細については「共済わかやま H30年7月号」をご覧ください。

《例》① 夫のみ厚生年金被保険者期間がある場合…加給年金支給有 左記※2 参照

〈夫〉生年月日 S33.6.2 教員(公立学校共済組合加入)期間20年以上		〈妻〉生年月日 S36.4.4 国民年金第3号(夫の被扶養者)期間のみ
〈63歳〉	〈65歳〉	〈65歳〉
特別支給の老齢厚生年金等	老齢厚生年金・老齢基礎年金等	老齢厚生年金・老齢基礎年金等
	配偶者の加給年金 ←妻(62歳～65歳未満)	振替加算